

医療情報取得加算について

当院はマイナ保険証の利用を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療情報取得加算を算定する医療機関です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診(3月に1回)	する	1点
	しない	2点

正確な情報を取得し活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。



*マイナンバーカードはお住いの市区町村で申請が必要です。

*マイナンバーカードが無くても、これまでどおり健康保険証は利用可能です。